

改正派遣法に基づくマージン率等の公開

2025年7月1日
株式会社麻生情報システム

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(以下「労働者派遣法」
第23条第5項に基づくマージン率その他の情報については、以下のとおりです。

派遣労働者の数	2名
派遣先の数	2社
労働者派遣の料金	47,122円 (1日8時間あたりの平均)
派遣労働者の賃金	22,914円 (1日8時間あたりの平均)
マージン率	51.4%
教育訓練に関する事項	個人情報保護・セキュリティに関する研修、プログラミング研修、 ネットワーク研修、データベース研修、ヒューマンスキル研修 リーダーシップ研修 など
労働者派遣法第30条の4第1項 の労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2025年4月1日～2026年3月31日
上記労使協定の対象となる 労働者の範囲	正社員の派遣労働者